

平成 31 年 1 月 31 日

始良市長 湯元 敏浩 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

平成 30 年 9 月 25 日付け始都第 322 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、平成30年4月25日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

帖佐第一地区土地区画整理事業に関する文書

- ① 換地処分通知発送簿（A氏分のみ）
- ② 使用開始通知発送簿（A氏分のみ）
- ③ 使用開始通知受取書（B氏分のみ）
- ④ 登記簿謄本より得た情報（土地、住所、地番、登記面積、権利（担保等）が（氏名のみでもいい）記載されている文書（何件もあったら1件のみ）
- ⑤ 区画整理内の土地で、換地処分通知がされた土地以外の土地の（旧地番から新地番へ）地番変更がわかる文書（市の所有地や保留地等）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、①から⑤までの全ての文書について一部開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、平成30年5月11日付け始都第96号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年8月29日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）についてこれを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第4条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は平成30年9月25日付け始都第322号で条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

各筆各権利別清算金明細書の非開示となった、所有者の住所及び氏名の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(趣旨)

登記簿に記載されている、住所、氏名は始良市情報公開条例第7条(2)アに該当するので、開示を求める。法は不動産の権利に関する情報のみ開示するとはなっていない。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る決定のうち、本件審査請求に係る④については、次の文書を、請求人が求める該当文書として、一部開示した。

	開示請求に係る公文書の件名又は内容	該当文書（簿冊）名
④	登記簿謄本より得た情報（土地、住所、地番、登記面積、権利（担保等）が（氏名のみでもいい）記載されている文書（何件もあったら1件のみ）	換地処分通知書（各筆各権利別清算金明細書）

本件開示請求については、始良市情報公開条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため、一部開示とした。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

年月日	審査経過の内容
平成 30 年 9 月 25 日	実施機関から諮問を受ける 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 10 月 24 日	平成 30 年度第 1 回審査会 各委員に審査請求書、諮問書、弁明書を配付
平成 30 年 10 月 29 日	審査請求人に弁明書を送付。併せて、反論書の提出について通知。
平成 31 年 1 月 31 日	平成 30 年度第 2 回審査会

2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 条例第 7 条第 2 号を理由とする一部開示処分の妥当性について

本件請求文書の記載事項である氏名及び住所は「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」と認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当するが、登記簿に記載のある情報であるため、条例第 7 条第 2 号(ア)にも該当する。

しかしながら、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 153 条において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）については適用除外としていることから、本来、不動産登記に係る情報については、情報公開制度になじまない情報である。同様に条例第 17 条も法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書の開示は行わないと規定している。本件請求文書の記載事項である氏名及び住所は条例第 17 条が適用され、不開示とすべきものと考えらる。

以上を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第 1 「審査会の結論」に達した。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山本 敬生
鎌田 一典
田中 昌之